

愛知県最低賃金は

令和3年10月1日から

改定前の
時間額 927円

時間額

955円

に改定されます。

①愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

・常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等の就労形態は問いません。また、労働者であれば年金受給者などであっても適用されます。（派遣労働者については、派遣先の地域（特定）最低賃金が適用されます。）
・なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「愛知県最低賃金」ではなく「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合がありますのでご注意ください。

②使用者は適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

・最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

③最低賃金の対象となる賃金は通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

・具体的には、支払賃金額から、
①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
③時間外労働・休日労働に対する賃金
④深夜労働に対する割増賃金
⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

④賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。

⑤最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる場合には支払っている賃金額を改正する必要があります。

・精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等は、最低賃金の減額の特例許可制度があります。この許可を受けている場合には、賃金額を改正後の最低賃金額に許可書記載の減額率を乗じて得た金額を改正後の最低賃金額から控除した金額以上にする必要があります。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。

◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）へ 電話052-857-0313

「業務改善助成金」のご案内

令和3年度

愛知県版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



コース内容

申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（※2） ・事業場規模100人以下	3/4 ↓ 生産性要件を満たした場合は4/5（※3）
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上（※1）	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上（※1）	120万円		
（新設）45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※2）愛知県最低賃金額は令和3年9月現在927円ですので、雇入3か月以上で時間額957円以下（月給者・日給者は時間額に換算）の労働者（試用期間で試用期間終了後に所定の昇給がある労働者、最賃特例許可労働者を除きます）が事業場に1人以上いることが申請要件です（全員が957円を超えている場合は申請できません。）10月1日からは、時間額985円以下の労働者が対象となります。

（※3）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンターにお気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 電話03-6388-6155

申請先

助成金の申請窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当) 電話052-857-0313



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・愛知労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年9月1日作成